

百草

ひやく にち そう

No.24

特定非営利活動法人たすけあい大田はせさんず
〒146-0082 東京都大田区池上4-28-3
TEL03-5747-2610 FAX03-5747-2620
e-mail・info@hasesanz.com
URL・http://hasesanz.com/



ボランティアな生活支援を続けます

認定NPO法人たすけあい大田はせさんず
理事長 佐藤 悟

国は、団塊の世代が後期高齢者になる 2025（平成 37）年までに地域包括ケアシステムの構築をめざし、まず 2015（平成 27）年からの 3 年間で、訪問および通所介護の予防給付を全国一律サービスから区市町村が実施する地域支援事業に移行します。しかし、2015 年度中に移行するのは全国 1579 のうち 7.2% 114 の区市町村だけで、実現の難しさがうかがえます。地域支援事業による高齢者サービスの一部は、地域包括ケアシステム全体図で「住民ボランティアによる生活支援」などと描かれていますが、それが地域で実現できなくて、言い換えればサービスが切り捨てられても、国ではもはや何もしないと考えられます。

わが地域の大田区は、2015 年度に実施準備、2016（平成 28）年度に実施と公表しましたが、詳細はまだ何もわかっていません。現在の予防給付でヘルパーが訪問している、またはデイサービスへ通う高齢者のうち、どんな人が今までどおりのサービスを受けられるのか、または別のサービスが用意されるのか、そのサービスにはいくら払うのか、結局は何もしてもらえなくなるのか、不安が高まっています。介護保険事業者の側からすると、区からの報酬がこれまでより減少すれば経営面で採算が合わない、給料を低く抑えれば担い手が不足するなど、事業参入の見通しが立ちません。

一方、生活支援サービスの担い手を、元気な高齢者の社会参加という形で実現しよう、高齢者が生活支援という生きがい活動により、担い手自身の介護予防につなげようとする考え方を育てていく必要があるでしょう。介護保険事業者のサービスが受けられなくなる高齢者に対して、大田区全体で住民ボランティアによる生活支援を展開するには、元気な高齢者の参加も含め、そのしくみづくりには行政の指導や助成が必須です。いずれも、区の早めの対応が望まれます。

はせさんずがボランティア活動を続けている大田区には、住民同士の関心が薄い、時給の高いパート雇用が多くボランティアが集まりにくいなど、都会型のさまざまな課題がありますが、成熟した地域福祉を実現するには地域住民が自らの問題として認識する、サービスの受け手も担い手も対等の自立した関係であることを理解するなど、さまざまな機会を利用してよびかけていきたいと思います。はせさんずでは、会員のニーズに合わせて従来のたすけあい活動を見直しながら、地域の NPO や区民活動団体などと連携して、高齢者や障害のある人へ独自の生活支援を続けていきます。

第17回通常総会開催

議案のすべてを承認

第17回通常総会が、5月24日(日)10時より、はせさんず事務所1階(デイホーム)にて開催されました。

社員総数25名のうち出席者18名、委任状表決者6名、欠席者1名により総会は成立し、下記5議案が異議なく承認されました。

- 第1号議案 2014年度事業報告
- 第2号議案 2014年度決算報告
- 第3号議案 2015年度事業計画(案)
- 第4号議案 2015年度予算(案)
- 第5号議案 役員改選(案)



応できるよう支援します。

〔介護保険事業〕

介護予防や自費サービスも合わせた活動目標は訪問介護が年間15,840時間、居宅介護支援は年1,560件のケアプラン作成、通所介護は年間利用者3,834人です。ケアの質を高めることを第一に、職員やヘルパーに対し必要な研修を実施していきます。認定調査も月8人程度を継続します。通所介護は10%の報酬減を見据え、魅力あるレクリエーションなど新規策で利用者を獲得するよう努めます。

〔障害福祉サービス事業〕

年間10,680時間を活動目標とします。年々進歩する技術の習得のため、職員、ヘルパーの研修を行います。相談支援事業の開始をめざします。

〔保育事業〕

大田区からの委託事業として、各地域庁舎で実施される母親教室での保育(年間135回)を引き受けます。

〔その他の事業〕

外部への講師派遣、職場体験、職員・社

●2015(平成27)年度事業計画

〔会員制活動事業〕

年間8,400時間を目標とします。活動内容と活動者の感謝料の見直しをするべく、早期に検討委員会を設置します。中心的活動になっている移送活動は安全、守秘義務、リスク管理に配慮して行います。

〔元気かい〕

元気な高齢者の介護予防活動として着実な運営を続けます。世話役ボランティアの増員に努めます。

〔市民後見事業〕

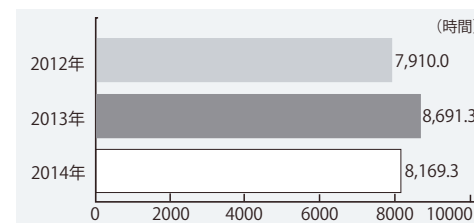
養成修了者の活用を進め、見守り活動を円滑にします。

〔居場所事業〕

寄り道カフェは継続してデイホームで実施しますが、新たな場所を確保してIT活用講座(iPad講座。p.12参照)を開始し、介護予防を兼ねて、高齢者が社会変化に適

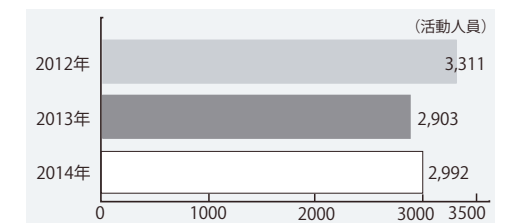
●2014(平成26)年度事業報告資料(3年間の部門別活動状況)

〔会員制活動事業〕



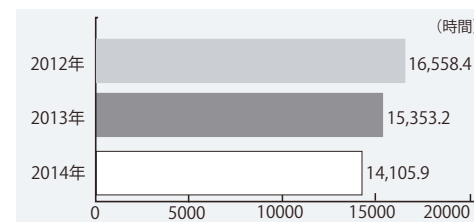
目標の8,400時間に対し97.3%の実績。引き続き福祉有償運送の需要は多い。新規会員の獲得を図ったが、活動会員数が目標に届かなかった。

〔元気かい〕



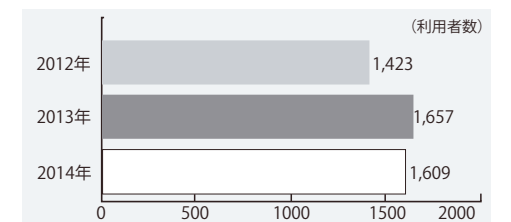
代表の交代、事務局や世話人の異動などもあったが、健康体操、健康麻雀、歌の集い、英会話など年間を通して順調な活動を行った。

〔介護保険訪問介護事業〕



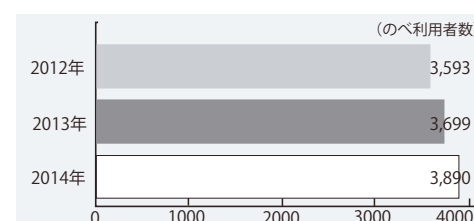
目標の16,200時間に対し実績87.1%、前年度比91.9%にとどまる。サ責や常勤ヘルパーの退職で利用者が一時減少したが、年度末に人員補充ができ安定してきた。

〔介護保険居宅介護支援事業〕



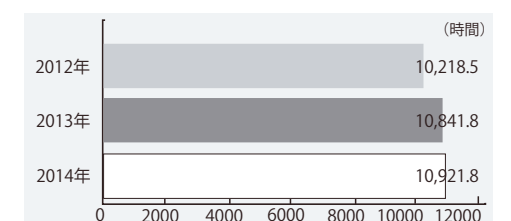
予防の委託を含む利用者数の目標1,644名に対し97.9%の実績、前年度比97.1%。新任の介護支援専門員(ケアマネジャー)の利用者数がやや少なかった。

〔介護保険通所介護事業〕



目標の利用者数3,792人に対し102.6%の実績、前年度比105.2%と増加。送迎車輛や介護職員不足など課題はあるが、利用者数は増加傾向にある。

〔障害福祉サービス事業〕



目標の9,960時間に対し実績109.7%、前年度比は100.7%。ヘルパー不足を常勤サ責が補い利用者の依頼に継続して応えたため増加となった。

員のNPO現場研修などを引き受けます。

●決算・予算について

2014(平成26)年度の会員制活動、介護保険、障害福祉サービス等を合わせた法人全体の総収入額は1億4,902万円(前年度比97.4%)、総支出額は1億4,509万円(前年度比97.8%)。当期収支は393万円の黒字となりました。市民後見事業では

大田区の地域力応援基金助成金85万円を活用して市民後見人養成講座を開催しました。認定NPO法人の「みなし寄付」を適用し、年度末に介護保険事業等の収益事業から100万円を会員制非収益事業へ寄付(法人内での寄付行為)。2015年度の居場所サービス運営資金等として利用する予定です。

2015(平成27)年度の予算は法人全

はせさんずにご寄付をありがとうございました

2014(平成26)年度寄付者

井元一彦 植村知津子 白田豊子 馬道カ子 漆原富紀子 漆原富裕子 遠藤あき子
 大澤恵美子 乙部重和 門野定雄 金子康山 川口貞子 小林恵子 佐藤精一
 篠原玲子 清水はりえ 堀部昭子 増渕友美 宮 輝彦 鷲尾公子 他1名

以上21名(敬称略五十音順)、総額1,634,400円でした。皆様からの芳志は、はせさんず運営費として有効に使わせていただきました。なお、大田区より地域力応援基金助成金850,000円、有償運送補助金284,000円の交付を受けています。フリーマーケット売上金は377,397円でした。

体で1億5,151万円(前年度比101.3%)。たすけあい活動では居場所サービスの予算がやや増えました。制度改定で介護報酬が下がった通所介護は前年度より少なくなっていますが、障害福祉サービスはやや増え、他の事業は前年度並み。全体で前年度予算より約190万円多くなっています。

●役員改選について

理事・監事候補が全員承認され、理事の互選により、佐藤悟さんが理事長に選出されました。元気かいを立ち上げた中谷三郎

新任理事挨拶



金子文一さん

義母が介護サービスを受けたのを機に、私も、会員制活動(移送サービス)を始めて7年。現在も高齢者、障害者の移動の自由を援助しています。微力ながらも、各介護事業・サービス向上がなせるようがんばりたいと思います。

退職後、運転が好きなこともあり約4年間、移送活動にかかわってきました。長い会社員時代に培った経験と知恵を「はせさんず」でお役に立てられればと思います。



高木清彦さん

理事に迎えていただきありがとうございます。近隣の東矢口に歯科クリニックを開業してから7年経ち、訪問歯科医療も含め地域医療への貢献をめざしています。「はせさんず」とは古くからのお付き合い、今後もよろしくお願ひします。



竹西 理さん

さんと、牧野晴美さんは、任期満了で退任となります。

2015(平成27)年度月別活動予定

- 4月 『はせさんずニュース』No.70発行
- 5月 第17回通常総会
- 6月 ヘルパー研修会、第1回たすけあい活動検討会
- 7月 『百日草』No.24発行、移送活動者安全研修会、第1回市民後見人養成フォローアップ講座、暑気払い交流会
- 8月 『はせさんずニュース』No.71発行、第2回たすけあい活動検討会
- 9月 健康検診(検便)、第2回市民後見人養成フォローアップ講座
- 10月 『はせさんずニュース』No.72発行、職員防災避難訓練、第3回たすけあい活動検討会
- 11月 第3回市民後見人養成フォローアップ講座、シンポジウム(講演会)
- 12月 年末懇親会
- 1月 『はせさんずニュース』No.73発行
- 2月 移送活動者情報交換会、第4回市民後見人養成フォローアップ講座
- 3月 ヘルパー研修会

2015(平成27)年度役員

理事 佐藤 悟 青木賢一 大澤恵美子
 乙部裕美 金子文一(新任) 佐藤京子
 棧敷洋子 高木清彦(新任)
 竹西 理(新任) 矢嶋早苗
 監事 小林恵子 根本信彦

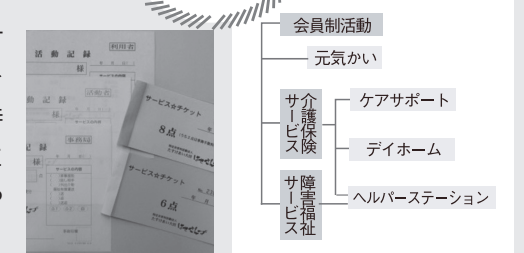
会員制活動

もう一度考えよう、たすけあい

認定NPO法人2年目、100名超の寄付者の継続協力をよびかけ、福祉有償運送をはじめ変わらぬ活動をしていきます。同時に活動会員を掘り起こし、地域のニーズに対応できるよう、たすけあい活動の内容や感謝料の見直しも検討します。(佐藤悟)



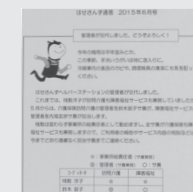
各部門今年度はここが重点!



ヘルパーステーション

新しい仲間と一緒にレベルアップ

4月から大田しあわせのヘルパーが加わりました。7月には1回目のヘルパー研修会を行います。介護保険が変化するなか、身体介護をはじめ研修に力を入れて新しい仲間と一緒にレベルアップしていきたい。「はせさんず通信」とおして、サービス時の注意点や制度の情報など発信の予定です。(棧敷洋子)



ケアサポート

独居・認知症加算はなくなっても

4月の介護報酬改定で、独居加算・認知症加算が基本業務の範囲内という理由で廃止。といて対応が変わるわけではなく、独居・認知症の方々には、今まで以上に丁寧で個々に応じた対応が必要です。積極的に外部の研修に参加し、より身近で専門性の高いケアを提供できるようがんばります。(牧野晴美)



デイホーム

厳しい環境下、選ばれるデイに

今年度の報酬改定で介護報酬が約10%減額された小規模デイ。運営の厳しさが増すなか、選ばれるデイになるべく、昨年からレクの充実を図っています。買い物レクもその一環です。スーパーの食品売場や100円均一、お花の即売など、皆さんが楽しく買い物できるよう工夫をこらしています。(新留信弘)



元気かい

ふれあいの時間を自分たちの力で

太極拳、歌、絵手紙、健康麻雀、俳句、英語、見学会等を今年も開催。手を、頭を使い、笑い、元気にすごしましょう。運営には参加者だけでなく、出欠確認や会計、また健康麻雀のように役満や点数計算を教えたりするアシスタントも不可欠。元気な者同士が自分たちで活動を展開する、初心を忘れずいきたい。(佐藤悟)



■はせさんず第18回講演会

誰もが使える成年後見制度の実現を

——市民後見人を広めよう——



講師：池田恵利子さん

公益社団法人あい権利擁護支援ネット代表理事・日本成年後見法学会副理事長・東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センターアドバイザー

2014年3月14日(土) 池上会館にて

はせさんずでは、4年前から市民後見事務所を開設し、成年後見人養成講座を開催しています。現在の成年後見制度は2000年にできて、誰もが使える制度ですが、介護保険制度と両輪といわれながら、まだまだ介護保険ほど広まっていません。高齢になったり障害があったりして判断能力が十分でなくなったらどうしたらよいか、後見人とはどんなことをするのか、市民後見の重要性についてなど、成年後見制度のお話です。

1. 高齢者・障害者だけの地域生活は、なかなか難しい…

「私は一人で大丈夫」の落とし穴

ある高齢の女性を例にします。仕事も人並み以上にがんばった、年金も貯えもある、夫に先立たれ親戚とは疎遠で一人暮らしだが、趣味も友達もいるから「私は一人で大丈夫」と本人は言っていました。けれども、いつも同じ店で同じお弁当を買っている、いつでも千円札でおつりももらう、ゴミ出しがちゃんとできずに近隣とトラブルになっている、持病があるのにお医者に行かなくなった、ATMの操作がわからずお金がおろせなくなった、悪質商法に遭いお金をだましとられた、家がゴミ屋敷になりつつあるなど、いつのまにか認知症が進んでいました。

民生委員が訪問しても「必要ない」と拒否されましたが、あるとき姿が見えないので地域包括支援センターから訪問したら家の中で倒れていたのです。救急車で入院させて一命をとりとめました。

在宅生活を支えるしくみ

この女性の例のように、一人で地域生活を続けるのはなかなか難しいことが多い。病気になって入院するようなとき、入院の準備や

費用の支払いなど、誰かに手伝ってもらわないとできないことがあります。

高齢になって自分では買い物や食事作り、掃除洗濯などができなくなったら、地域の支援や、介護保険のサービスも受けられます。しかし、それにはまず申請したり、事業者と契約したりしなければならず、認知症があったりすると、これも一人ではできません。

家族に頼むことができない高齢者も多く、今、3人に1人は一人暮らし、または高齢者のみの世帯です。それに、親子だからといって任せきれない、子どもが親の年金を使ってしまうこともあるし、金融機関ではいくら子どもでも親の定期預金の解約ができず、いざというときにお金が使えない。また、障害のある人の生活を支える家族が高齢者になっているケースもあります。

このようなとき、代理人となることができるのは成年後見制度による後見人です。家族がそばにいないとしても、かかわってくれる人をもつことができるのです。

個人の尊厳を護る

人は誰も、尊厳を護られ、一人ひとりの好

みに合った自分らしい生活をしたいと思っています。介護保険も自分に合ったサービスを選んで受けることができるのですが、だからこそ、契約という方法をとるのです。

認知機能や判断力が低下すると、契約や権利行使ができないので、その人らしい生活が難しくなります。権利侵害にも遭いやすく、苦情申し立てや法的救済も訴えられません。認知症があっても一人暮らしでも、施設入所しかないわけではなく、どうすれば自分らし



く生きられるのか、何にお金を使うのかを決めることができるのです。かかわっている人はそれを理解して支援することが基本です。

2. 成年後見って、つまり何？ 後見人って、何をしてくれるの？

成年後見は権利擁護の制度

成年後見は資産家のための財産管理を行う制度と思っている人が多いけれど、本当は本人のお金や権利を法的に正しく行使するための、権利擁護の制度です。「認知症、知的障害、精神障害によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度（最高裁判所のパンフから）」。援助者すなわち後見人。相続などのためではなく、介護など生活に必要なサービスを受けられるように手配し契約する、生活費の管理をするなど、継続してその人の生活を支援するのです。

海外では市民後見人が大活躍しています。弁護士や司法書士だけではなく、市民後見人が必要とされるのです。それは、成年後見が市民生活を支える制度であることがよく理解されているからです。

任意後見と法定後見

成年後見制度には、判断能力がある間に、自分がどのような老後を送りたいか考えて、自分の選んだ任意後見人と公証役場で契約する、任意後見制度があります。

はせさんずでは『わたしのこれから』という冊子を発行していますね。このように自分の老後をイメージして、将来に備えておくことはとても大事だと思います。

これに対し、判断能力が衰えてしまって、すぐに支援が必要な人のために、申し立てにより家庭裁判所が後見人等を選任するのが法定後見制度です。ただし、すべての権利を取り上げるわけではなく、判断能力の程度により、援助する人がどの程度の権限をもつかを定めた、補助人、保佐人、後見人の3タイプがあります。

最初の女性の例では、介護保険利用までは行政が手配しケアマネジャーがつかいましたが、それだけでは判断能力低下に応じた支援が難しいということで、後見制度を利用することになりました。すでに認知症を発症していても、まだちょっとした買い物ぐらいはできるような状況だったので、保佐人が選任されました。

市区町村長申立て、そして市民後見人の役割

身寄りのない人には市区町村長申立てという方法もあり、近年はこの申立て件数が増えています。弁護士などの専門家は数が少ないし、弁護士などに後見人を依頼するほど財産があるわけではなくても、低所得者でも、後見を必要とする人はたくさんいます。ここに、市民後見人の役割があります。

大田区にもがんばってほしいと思うのは、市民後見人がしっかりしているところほど、市区町村長申立てが多いのです。

財産管理と身上監護

選任された後見人等は、まず本人の財産収入や借金を調べて、どのくらいのお金があるのか、本人の生活にいくら使えるのか後見計画を立てます。財産管理は生活の基盤です。後見人等への報酬は、本人の財産のなかからいくら払えるのかを家庭裁判所が決定します。お手盛りではありません。

そのお金を使って後見人等が身上監護を行います。身上監護とは、実際に掃除洗濯などをするのではなく、それが行われるよう手配、契約、確認、支払等の法律行為をすることです。

たとえば、社会保障給付の利用、健康診断の受診や治療入院契約など健康に関すること、介護や生活維持に必要なサービスの契約。施設等へ入所するならば、虐待などの処遇監視や異議申立て。持ち家ならば修繕等の契約、賃貸契約など住居を確保します。そして契約がきちんと実行されているかを確認し、これらすべてで発生する費用の支払いをします。

しかし、後見人の権限では、結婚・離婚、養子縁組、手術・麻酔の同意はできません。保証人や身元引受人になること、死後の事務なども任務外。亡くなった場合は、本人のために使って残った財産を、相続人に渡すところまでが後見人の仕事です。

後見人の理念

後見人は本人の意思を尊重し、残存能力を活用して援助することが基本ですが、同時に保護と調和ということも大事です。

最初の女性の例では、緊急入院先から早く家へ帰りたいとの希望により一時は在宅生活



を実現しましたが、後見人とケアマネジャーなどが相談し、能力が低下していくなかで一人での生活は難しいと判断、一人では寂しいという本人の希望も考え、安全確保のためグループホームへ、最終的には施設へと移りました。本人の財産と相談しながら、どうすれば本人にとっていちばんよいかを考えて情報を集め、施設を選んで契約します。

地域住民が支えることの重要性

高齢者が増え、障害のある人も地域で長く住むようになりました。きちんと支えようとしたら、法治国家でいろんなサービスがある、年金や手当などが充実しているなかで、援助が必要になれば家族が支える、家族がいろんな状況を抱えていれば、社会でそれも地域社会で支えたい、というのが私の強い願いです。

最近は親族の後見人より第三者後見人の割合が増えてきました。第三者を信用して大丈夫？ というけれど、親族より制度上の第三者のほうが不正は発覚しやすい。後見人として公正にかかわっていることの証明もできる。

そこで、弁護士などの専門職後見人ではしてくれない市区町村長申立てなど、ニーズはあるのに件数が多いのは、地域が成熟していないのではないかと思います。市民後見人をきちんとバックアップする、家庭裁判所などの体制ができることが必要です。そして自治体と専門職と地域住民つまり市民後見人が、つながりながら地域で支える基盤をつくることです。

誰もが安心できるしくみに

人は一人では生きられない、人それぞれの価値観や幸福感、その人なりの人生を、権利実現への支援として支えるのが成年後見制度です。認知症になっても、要介護でも、地域で安心して暮らせるようにしたい。そのために、支えられる側も、後見人として支える側も、サポート体制のなかで安心できるしくみを皆の力でつくりましょう。

(講演の記録終わり)

はせさんずの市民後見見守り活動●実践例

判断力のあるうちから自分で決めた人に後見を頼んでおく任意後見制度について、講演でも紹介がありましたが、はせさんずでは、NPOとして、この任意後見を3件ほど手がけています。

元気なうちに契約をするので、だいたいは見守り契約から始めます。1～2か月に一度訪問して話をし、ようすを見せてもらいます。家族の方にも話に加わってもらったり、ただ話をするだけでなく、希望があれば情報提供をしたりもします。

具体的な活動をかいつまんで紹介します。

実践例

〔事例1〕

Aさんは70代半ば。訪問するようになって2年になりますが、頭脳明晰な女性です。自分から積極的に情報を集められる方なので、有料ホームの資料や介護保険改正の資料など、依頼があったときは次回の訪問時に必ず持参するようにしています。

健康状態は良好なので、2か月に1回の見守りをしています。見守り活動は職員1名と講座修了生1名とで行っています。1時間の訪問中に盛りだくさんの話をします。その効用か「はせさんずからの訪問のあとは、頭も活性化します」という発言もあります。

Aさんがいちばん心配なことは「いよいよ判断力がなくなり、任意後見開始のときはどうするのかということなんです」とのこと。はせさんずからは、①～③のようにしたらどうかと提案しています。

- ①総合病院の心療内科か精神科で診察してもらい、診断書をもらう。
- ②はせさんずに連絡する。開始の申立て書と一緒に作成する。
- ③はせさんずから公証人に相談する。

〔事例2〕

Bさんは80代前半の女性で、身寄りはある

りません。

死後、自分のお骨を他県に購入してある墓に持って行ってほしいと、ただ一つの希望でしたが、「その前に寝たきりになったらどうしますか」と公証人に問われ、任意契約を結びました。

普通の墓は後継者がいないと墓地も返すようになるので、どういう契約になっているのか、最初から合葬墓なのかなど、調べる必要がありそうだとおられました。

〔事例3〕

Cさんは90代前半の女性。入院してから病院へ訪問しての契約でした。身体は弱っていましたが、意思はしっかりしており、死後事務や葬儀、法事一切を振り行うという契約をしました。

すでに亡くなり、契約のとおりには執行しています。

問題点、改善を図りたいことなど…

〔開始時期の難しさ〕

事例1で、はせさんずから提案した方法は、提案時に同意が得られても、実際には、そのときになると、本人が病院に行きたがらなかつたり、自分はどこも悪くないと抵抗したりする場合も多いと聞きます。任意後見が広まらない理由の一つともいわれます。

〔単独で解決できないときのために〕

3例とも持家なので、介護等が発生した時点で費用が賄えなければ、家や不動産の処分が必要になります。そのような不動産処分は専門家の手を借りないとなかなか進まないし、相続が発生する場合も後見人の範囲ではないし、市民後見人だけの力ですべて解決できないときは、関連の職種との連携が必要になります。

見守り活動をしている期間中に、将来予測されることを話し合っておくことが大事なことで実感しています。

私たちのあゆみ

2014(平成26)年4月～2015(平成27)年3月

- 2014.4.1(火) パソコンシステムのサーバー導入、本格稼働
 各事業部 PC のセキュリティ向上、バックアップ自動化のためのサーバーを導入しました。
- 3(木) 大田 NPO 活動団体交流会 以後全 18 回 矢嶋
- 10(木) 大田区訪問介護事業者連絡会・研修会 以後全 12 回 棧敷
 大田区通所介護事業者連絡会 以後全 15 回 新留
 『はせさんずニュース』No.66 発行
 以後9.18No.67、11.26No.68、1.31No.69発行
 No.67 春号ははせさんずの介護予防事業「元気かい」の、No.68 冬号は会員アンケート結果の、No.69 新春号は NPO ならではの活動の、それぞれ特集記事を組みました。
- 17(木) 東京都社会福祉協議会在宅福祉部会 以後全 7 回 矢嶋
- 26(土) 移送サービス認定講習会受講 東京ハンディキャップ連絡会主催 1 名
- 5.7(水) 大田区自立支援運営協議会相談支援専門部会 以後全 10 回 棧敷
- 21(木) 池上警察署による交通功労者優良運転者表彰式
 移送サービス(福祉有償運送)の安全運転管理者が感謝状を受ける 大澤
- 25(日) 第 16 回通常総会 はせさんず事務所デイホームにて
- 30(金) NPO 法人大田区介護支援専門員連絡会 以後全 12 回 牧野
- 6.7(土) 市民福祉団体全国協議会総会・政策委員会 以後全 5 回 佐藤
- 8(日) おおた子育てわいわいフェスタ エセナおおた等にて 矢嶋・佐藤
- 15(日) はせさんず寄り道カフェ 以後全 9 回
- 21(土) ヘルパー研修会「普通救命講習会」
 池上会館にて(講師:田園調布消防署) 参加者 27 名
- 26(木) 大田区福祉有償運送運営協議会 佐藤・吉田
- 7.13(日) 市民後見人養成実務研修(フォローアップ講座) 全 4 回
- 17(木) 『百日草』No.23 発行
- 8.28(木)～ 大田区職員現場体験研修(協働体験編) 受け入れ 6 名
- 9.10(水)
- 8.31(日) 第 12 回池上まつり(寄り道カフェの模擬店初出店) 参加者 52 名
- 9.7(日) おおた福祉フェス 2014 新留・岡田・棧敷・矢嶋・佐藤



事務所内設置のサーバー



感謝状と安全運転管理者の大澤恵美子さん



第 16 回通常総会



寄り道カフェスタート



池上まつりで出店

■ご冥福をお祈り申し上げます

- | | | |
|-------------------|--------------------|--------------------|
| 2014(平成26)年 | 8月18日 小井美佐子さん 82歳 | 12月30日 篠田 吉則さん 65歳 |
| 5月6日 田島 紀子さん 73歳 | 8月25日 中牟田幸子さん 93歳 | |
| 5月20日 豊田富美子さん 85歳 | 8月30日 柳村 ツギさん 90歳 | 2015(平成27)年 |
| 5月24日 三村 勲 さん 90歳 | 10月7日 江波田久江さん 87歳 | 1月11日 小宮山従子さん 85歳 |
| 5月28日 宗 達夫 さん 83歳 | 10月15日 川名ヤエ子さん 94歳 | 1月13日 黒木 容子さん 92歳 |
| 6月4日 江口 季好さん 88歳 | 10月19日 高島 京子さん 85歳 | 1月16日 馬道 カ子さん 94歳 |
| 6月10日 永久保春吉さん 88歳 | 10月19日 横山 愛子さん 90歳 | 2月1日 菊岡 貞男さん 86歳 |
| 6月11日 井上 和子さん 85歳 | 11月25日 北見 修 さん 89歳 | 2月20日 庭山喜美子さん 90歳 |
| 6月24日 中島 ミチさん 93歳 | 12月6日 平原 光治さん 88歳 | 3月12日 中江 もとさん 90歳 |
| 7月10日 丹治 則雄さん 69歳 | 12月15日 戸部千恵子さん 82歳 | 3月15日 茂木 武二さん 88歳 |
| 7月30日 菅野 千代さん 79歳 | 12月19日 真野 英彦さん 96歳 | 3月28日 大久保なつ子さん 93歳 |

- 9.19(金) 新人職員リスク(防災)管理研修 以後全 4 回 参加者のべ 5 名
- 11月～12月 介護職員初任者研修

大田 NPO 活動団体交流会、大田区シルバー人材センターと共催 修了生 12 名

- 11.2(日) OTA ふれあいフェスタ、フリーマーケットに出店

大田区平和の森公園にて 参加者のべ 26 名



フリーマーケット

本年度は 1 日のみの出店。献品と出店支援により、約 38 万円の売り上げを達成しました。

- 19(水) 元気かいピアノコンサート 大田区民プラザにて 参加者 77 名

- 12.1(月) 2015 年版パラアートカレンダー制作・販売 95 部

- 20(土) 移送活動者情報交換会 参加者 17 名

- 2015.1.25(日) 大田区 NPO 区民活動フォーラム 大田区消費者生活センターにて 矢嶋・佐藤

- 27(火)～29(木) 大田区立大森第 4 中学校職場体験 2 名

- 2.22(日)～ 第 4 回市民後見人養成基礎講座 修了生 14 名

- 2.27(水) 大田区の地域づくりを考える夕べ
 市民福祉団体全国協議会と共催 参加者 27 名



ヘルパー研修・懇親会

- 3.5(水) ヘルパー研修・懇親会

池上会館にて 参加者 17 名

- 14(土) 第 18 回はせさんず講演会

「誰もが使える成年後見制度の実現を」

池上会館にて 参加者 41 名

- 31(火) 大田区地域力応援基金助成金事業
 (ステップアップ助成) 完了

大田区の助成を受け、成年後見制度出前講座、成年後見準備ノート活用講座、市民後見人養成基礎講座等を実施しました。



『成年後見準備ノート わたしのこれから』



成年後見準備ノート活用講座

保育事業が新たにスタート ヘルパー、醍醐味と課題を語る

4月から始まった保育事業も、はや3か月が経過しました。6月中旬のある日、携わる面々に集まってもらい、保育の醍醐味と課題について語り合う機会をもちました。出席者は小田切好子、花原香、山田喜久子、鈴木仲子の各ヘルパーと、聞き手は職員の柴田京子、棧敷洋子、矢嶋早苗でした。



「皆、保育が好きと聞いていますが、疲れませんか」という質問をしたところ、「疲れるのはけがをさせてはいけないと思うからで、赤ちゃんはかわいい」「幼児や小学生はしゃべるのが楽しい」とのこと。課題についての話では、最近の赤ちゃん用具の使い方がわからずそのつど母親に尋ねることになる、今の子どもの特徴は、小さいときから「おりこうさん」で、子どもらしい欲求表現や活発さが乏しいと感じる、などなど。いずれにしても、集団保育はグループで見られるので、みんなで見てするという安心感があるという、グループ保育の強みを感じられる話でした。

IT活用講座で 楽しいシニアライフを！

子どもから高齢者まで今やIT時代。デスクトップのパソコンからノートパソコンへ。携帯電話はメールや電話だけでなく、スケジュール管理、地図・ナビからテレビ電話まで機能は日々開発されて日常生活の必需品となりつつあります。



そこで、はせさんず元気かいでは、IT活用講座を開講します。

iPad等の情報ツールを触り、遊びながらも、安全性（セキュリティ）に関することも基礎知識として学び、いろいろな機能を体験して、楽しく仲間づくりをすることがねらいです。スマホやiPadなど、楽しくなければITじゃない！

基礎編では、スマホを活用してWifi（無線）につなぐところから始めます。応用編では、元気かい所有のiPadを活用、大きな画面をタッチして遊ぶことを企画しています。機器等は貸し出しますので手ぶらで受講できます。詳細はちらしを参照してください。

■開講日：7月29日(水) 10:00～12:00 ■場所：はせさんず事務所会議室にて

編集後記

地域包括ケアの話は、ターゲットになっている団塊世代のひとりとして他人事とはいえない。はせさんずスタッフにも団塊世代は大勢いて、いざ介護が必要なときがきても、自立心を忘れずにいこうと励まし合っています。尊厳を失わない介護が受けられることを願いつつ……。 (乙部裕美)